

日本がん・リンパ浮腫理学療法学 投稿規程

令和 5 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本がん・リンパ浮腫理学療法学会

機関誌委員会 制定

1. 日本がん・リンパ浮腫理学療法学会誌（以下、「本誌」という。）の目的

- ① がんおよびリンパ浮腫に対する理学療法に関連する分野の研究を公表し、がん理学療法を発展させる。
- ② 理学療法士の卒後継続教育に資する教育的な論文を掲載する。
- ③ がん理学療法の発展に関する記録や資料を掲載する。

2. 記事の種類

- ① 研究論文（原著）：新規性および独創性があり、明確な結論を示した論文
- ② 症例研究：症例の臨床的問題や治療効果について科学的に研究を行い、考察を行った論文
- ③ 短報：研究の速報・略報として簡潔に記載された短い研究論文
- ④ その他：システマティックレビュー、症例報告、実践報告、調査報告、総説など編集委員会で掲載が適切であると判断された論文および記事（症例報告とは症例の治療および経過などについて論理的に提示し、考察を行ったもの。実践報告とは、理学療法の研究・教育・臨床等の実践の中で、新たな工夫や介入、結果等について具体的かつ客観的に情報を提示し、その内容が有益であると判断されるもの）

3. 投稿者の資格

投稿者は一般社団法人 日本がん・リンパ浮腫理学療法学会（以下、「本学会」という。）の会員、非会員および公益社団法人日本理学療法士協会（以下、協会）の会員、非会員を問わず誰でも投稿可能とする。

4. 投稿料、掲載に関する費用

筆頭著者または共著者のいずれかに理学療法士の免許を有する協会の非会員が含まれる場合は、理学療法士の非協会員 1 名あたり下記の審査料と掲載料を徴収する。なお、協会員権利が停止している協会員についても同様に審査料と掲載料を徴収する。

	審査料	掲載料 (刷り上がり 1 ページあたり)
学会員・協会員	無料	無料
理学療法士でない非学会員 (他職種・学生)	無料	無料
理学療法士の非協会員	¥10,000 (税別)	¥10,000 (税別)

※審査料は投稿受付時に発生し、請求書を送付する。指定期日までに審査料の振込みが確認できない場合は審査を中断することがある。

※投稿料は論文採択時に発生し、請求書を送付する。指定期日までに投稿料の振込みが確認できない場合は掲載を取り消すことがある。

※一度納入された審査料・掲載料はいかなる理由があっても返却しない。

5. 投稿原稿の条件

投稿原稿は、他誌に発表、または投稿中の原稿でないこと。また、本規程および執筆規程にしたがって作成された論文であること。

6. 論文の採択

原稿の採否は複数の査読者の意見を参考に機関誌委員会において決定する。査読の結果、編集方針にしたがって原稿の修正を求めることがある。修正を求められた場合は、指定された期日内に修正稿を再提出すること。再提出の期限を超過した場合は、投稿を取り消したものとする。必要に応じて機関誌委員会の責任において字句の訂正を行うことがある。論文受理の日付は審査の後、掲載を決定した日とする。掲載は論文受理順を原則とする。

7. 校正

著者校正は原則として 1 回とし、誤字脱字を除く文章および図表の変更は原則として認めない。

8. 転載の許諾

他の著作物からの転載については、著作権保護のため予め発行元の出版社、および原作者の許諾を得ておくこと。転載料が発生した場合は、投稿者が負担するものとする。

9. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、本学会に属する。著者の論文への責任および著作権譲渡の確認のため、筆頭著者、および共著者は別紙の「投稿承諾書」に自筆による署名をして提出すること。

10. 利益相反

すべての著者は、利益相反の可能性がある事項（コンサルタント料、株式所有、寄付金、特許など）がある場合は本文中に記載し、別紙の著者全員分の「論文投稿に関わる利益相反（COI）自己申告書」を提出すること。

11. 研究倫理

ヘルシンキ宣言および厚生労働省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、対象者の保護には十分留意する。本文では、説明と同意などの倫理的な配慮に関する記述を必ず行うこと。また、研究にあたり、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ることを必須とし、倫理審査委員会名および承認番号（または承認年月日）を必ず記載すること。なお、倫理審査委員会より承認の非該当となった場合には、その旨を記載する。

12. 原稿送付方法および連絡先

電子メールによる投稿とする。下記の書類をメールに添付して送付先に送ること。

- 1) 投稿フォーマットに準じた原稿
- 2) 論文投稿に関わる利益相反（COI）自己申告書（著者全員分）
- 3) 投稿承諾書

【送付先】

jjptol@jsptol.jspt.or.jp

一般社団法人 日本がん・リンパ浮腫理学療法学会 機関誌委員会 事務局

13. 規程の改廃

本規程の改廃は本学会機関誌委員会の決議による。その後速やかに本学会理事会に報告するものとする。

附則

- 1 本規程は、令和5年4月1日より施行する。